

## 令和8年度北海道旭川工業高等学校売店出店仕様書

北海道旭川工業高等学校売店の運営業務の実施に当たり、次のとおり条件等を定める。

### 1 用途の指定

#### (1) 指定する用途

生徒及び職員の福利厚生施設として売店の設置及び運営（物販）

#### (2) 指定用途以外の使用

出店者は、使用許可期間中、使用許可物件を1(1)に指定する用途以外に供してはなりません。

### 2 出店場所等

#### (1) 施設概要

施 設 名	売店
建 物 名	北海道旭川工業高等学校
所 在 地	旭川市緑が丘東4条1丁目3番71
竣 工 年 月	昭和57年3月
出店場所・面積	15.17 m <sup>2</sup> 以内（店舗売店 12.57 m <sup>2</sup> 、自動販売機 1.3 m <sup>2</sup> 以内 ×2台（ゴミ箱含む））

#### (2) 出店期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで（5年間）

※店舗の設置、撤去等に要する期間は、上記出店期間に含まれます。

#### (3) 教育財産使用許可

出店者は、毎年度、出店場所に係る教育財産使用許可申請を行ない、許可を受けなければなりません。

なお、出店者が2(4)の規定に該当した場合及び道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とする場合は、更新しないことがあります。

#### (4) 使用許可の取消しまたは変更

次の各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取消し、又は変更することができます。

ア 出店者が道の許可の条件に違反したとき

イ 出店者が3の「営業条件」に違反したとき

ウ 出店者が公募要領の5(2)「応募者の資格」のいずれかを満たさなくなったとき

エ 道において公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき

#### (5) 譲渡又は転貸の禁止

出店者は、使用許可物件を他の者に転貸し、若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできません。

### 3 営業条件

#### (1) 基本事項

ア 営業日 生徒登校日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業日を除く日）約 170 日  
イ 営業時間 9 時 00 分から 14 時○分まで

(2) 販売品目

ア 販売する食品目はパン、おにぎり、弁当等の教室への持ち込みが可能なもの  
イ 販売する飲料は飲料水、お茶等のソフトドリンクとすること  
ウ 自動販売機を 2 台設置し、イに掲げる飲料を販売すること。  
エ その他販売する品目については事前に提示のうえ、許可を受けること

(3) 販売価格

ア 高校生が購入するに当たり適正な価格設定に努めること  
イ 販売する品目については、事前に定価及び販売予定価格を提示し許可を受けること。

(4) 使用上の制限

ア 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。  
イ 出店者は、使用許可物件について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、必ず事前に書面により承認を受けなければなりません。  
ウ 上記ア及びイの規定による維持保存のため通常必要とする修繕費、模様替えその他の経費は、すべて出店者の負担とします。

(5) 防災

ガス及び裸火は使用できません。

(6) 廃棄物処理

売店内で発生した廃棄物等については出店者自らが処理することとします。廃棄処理等に係る費用は出店者の負担となります。

(7) 売店内の清掃

出店者は、使用許可を受けて使用する区域に係る清掃を自ら行うこととします。

(8) 電気容量

次の分電盤から供給が可能です。

既設分電盤（建物従物売店及び自動販売機、自動販売機専用）

単相 2 線式 2 KW（自動販売機専用）

単相 3 線式 2 KW（売店及び自動販売機）

(9) 建物の暖房稼働時期及び時間

ア 時 期 10 月下旬から 4 月下旬まで

イ 標準稼働時間 7 時 30 分から 20 時○分まで（時期により前後します）

（平日の上記時間外、土日祝及び年末年始は稼働停止します。）

(10) その他

売店の設置・運営にあたっては、関係法令及び道の関係規定等に定める事項を遵守しなければなりません。

4 原状回復

- (1) 使用許可が取り消されたとき又は出店期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、道の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、道が承認した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときには、道は、出店者の負担においてこれを行うことができます。

## 5 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷により損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。  
ただし、使用許可物件を原状回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、道が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、出店場所の使用にあたり、道又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

## 6 許可取り消しによる損失

- (1) 2(4)の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより出店者に損失が生じた場合でも、道はその損失を補償しません。  
また、出店者は道に一切の補償の請求を行わないこととします。
- (2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

## 7 実地調査

道は、使用許可物件について隨時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し指示することがあります。

## 8 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好な状態において維持し、保存しなければなりません。
- (2) 使用許可条件については、本公募要領に定めるものほか、道の関係条例又は規則等に定めるところによります。
- (3) 出店者は、自らの都合により、出店期間の満了日より前に売店業務を終了しようとする場合は、当該終了予定日の6か月前までに北海道に対し文書によりその旨を通告しなければなりません。